

自転車だからといって 軽く考えてませんか

自転車だから人にぶつかっても大したことにならない。自転車だから事故になったとしても大したことにならないと思っていないませんか。

実際にあった 自転車事故と賠償金

●自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。
【賠償金】6008万円

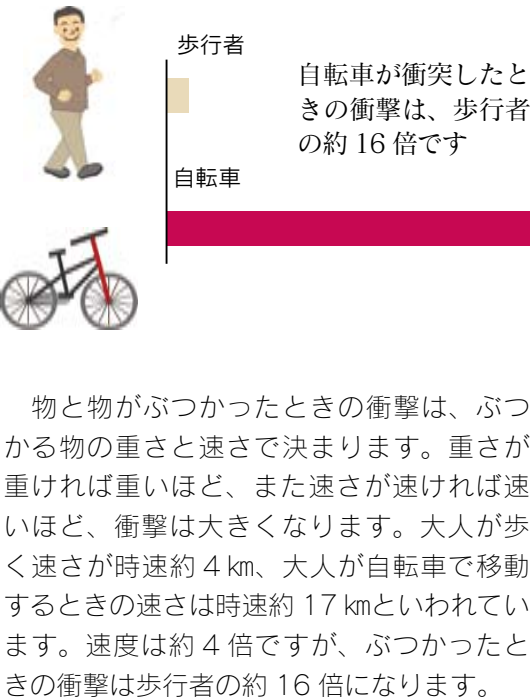
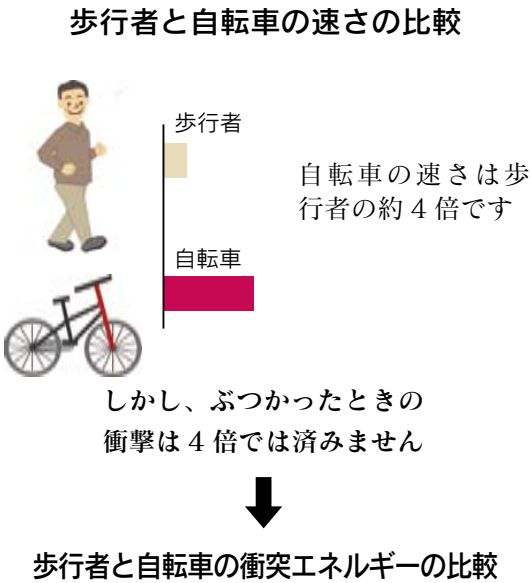
●女子高校生が夜間に携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重い障害が残った。
【賠償金】5000万円

●街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車に気を取られて歩行者に衝突。歩行者は死亡。
【賠償金】3912万円

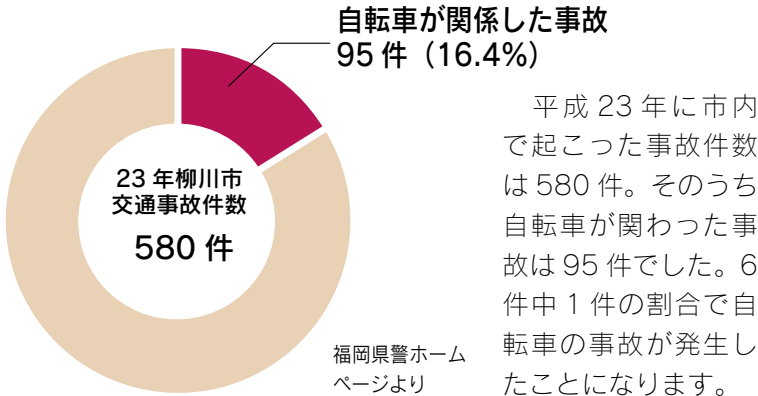
警視庁ホームページから転載



衝突のエネルギーは徒歩の16倍 徒歩と自転車との比較 <図3>



6件に1件は自転車に関係した事故 平成23年に市内で起きた交通事故 <図1>



自転車事故の割合は筑後地区で4番目に高い 平成23年の自転車事故の割合を比較 <図2>

自治体名	交通事故件数 (件)	自転車事故件数 (件)	人口 (人) ※3月31日現在	交通事故件数に対する自転車の割合 (%)
久留米市	3,018	522	302,567	17.3
広川町	186	31	19,862	16.7
大牟田市	1,025	170	125,239	16.6
柳川市	580	95	71,874	16.4
小郡市	351	55	59,132	15.7
大川市	295	45	37,943	15.3
筑後市	422	60	48,803	14.2
大木町	111	14	14,512	12.6
みやま市	310	36	41,577	11.6
八女市	492	53	69,993	10.8
うきは市	158	15	32,346	9.5
太刀洗町	114	6	15,465	5.3

福岡県警ホームページより

交通事故件数に対する自転車事故の割合を筑後地区の市町と比較すると、柳川市は久留米市、広川町、大牟田市に次いで4番目に高い割合です。また、県内60の市町村の中では、12番目に高い割合となっています。

市内の交通事故の16%は 自転車事故

交通事故という、自動車やバイクによる事故を思い浮かべる人が多いかもしれませんが、平成23年に市内では95件の自転車が関係した事故が発生し、交通事故の実に16.4%を占めました。(図1参照)

交通事故件数に対する自転車事故の割合は、筑後地区で4番目、県内60の市町村の中では、12番目に高くなっています(図2参照)。

軽くみられがちな 自転車事故

自転車は歩くよりも何倍も早く移動することができる便利な乗り物です。しかし、その分スピードが出るため、ぶつかったときの衝撃は、歩いてぶつかったときの約16倍にもなります(図3参照)。そのため、事故を起こすと相手の命を奪ってしまう場合があります。自転車で乗るときは、そのような危険な乗り物を運転しているという自覚を持ちましょう。

また、自転車を運転していて事故を起こすと、刑事上の責任が問われます。相手にけがを負わせてしまった場合は、被害者に対する高額な損害賠償の責任も負います。自転車も自動車と同じ様に事故を起こすと、相手だけでなく自分も精神的、経済的に大きな負担がかかってしまうのです。

自転車のルールについて もう一度考えてみましょう



柳川警察署の黒木交通課長に
自転車の交通ルールについて聞きました

自転車の事故は 自動車の事故と同じ

自転車による事故の一番の問題は、
自転車を運転している人が自転車の
運転を軽く考えているところだと思
います。道路交通法で自転車は軽車
両に位置付けられています。自転車
も「車」なんです。だから、自転車
での事故は自動車の事故と同じ扱い
になります。「自転車は車」という意
識が、自転車に乗る多くの人に欠け
ているのではないのでしょうか。

例えば、自転車で歩道を走行して
いるときに歩行者に進路をあけても
らおうとベルを鳴らしたことはあり

ませんか。歩道は歩行者が優先なの
で、本当は自転車歩行者の側を通
るときは自転車を降りて、自転車を
押さなければなりません。

また、自動車の運転では交通ルール
を守っている人でも、自転車に乗ると
信号を無視したり、一時停止の場所も
止まらなかったりする人もいるのでは
ないでしょうか。これらの光景からも
「自転車は車」という認識が低いと感
じます。最近では、自転車が相手に大
けがを負わせたり、死亡させる事故も
発生しています。自転車に乗る時は、
車を運転するんだという強い意識を持
ち「自転車安全利用5則（次ページ左
上）」を守って運転してください。

県道路交通法施行細則が一部改正

自転車運転中の危険な行為が**明確に禁止**されました

5月1日から県道路交通法施行細則が一部改正され
ました。これまでは、「安定を失う方法での運転」や「安
全な運転に必要な交通に関する音が聞こえないような
状態での運転」など危険行為の内容が具体性に欠けて
いましたが、右のような自転車運転中の危険な行為が
明文化されました。このような行為は、注意力が散漫
になり大変危険ですので絶対にやめましょう。違反し
て検挙されると5万円以下の罰金が科せられます。

自転車安全利用 5 則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

携帯電話で通話しながら 自転車を運転する行為の**禁止**



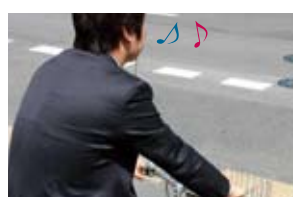
携帯電話で通話しながら
運転すると、片手運転にな
り通話に気を取られて注意
力が散漫になります。

携帯電話などに表示された画像を 注視しながら自転車を運転する行為の**禁止**



携帯電話などでメールや
ゲームをしながら運転する
と、片手運転になり、前方
の安全を確認できないため、
とても危険です。

大音量でイヤホンなどを使用して 車両を運転する行為の**禁止**



音楽にばかり気をとられ
ていると、ほかの車両など
の発見が遅れ、交通事故を
起こしてしまうかもしれま
せん。

「自転車は車」という 意識が欠けていることが 一番の問題です

柳川警察署
黒木正徳 交通課長



自転車教室の開催で 交通ルールを徹底

自転車は免許がいらず、手軽で便

利な乗り物です。その反面、運転免
許のように更新制度がある自動車な
どと違い、正しい交通ルールを学ぶ
機会が少ないという欠点があります。
多くの人が両親や兄弟など家族から
自転車の乗り方を教えてもらったと
思いますが、自転車の交通ルールを
学ぶのはそれっきりになっている人
がほとんどではないでしょうか。
警察署では安全協会や民間の指導
員などと協力して、市内の小中学生
や高校生、そのほか幅広い年齢層の
人たちにさまざまな機会を通じて自
転車の安全利用を呼びかけています。
しかし、自転車利用者の交通ルール
やマナーが守られているとは言いに
くい状況です。さらに多くの人に交
通ルールを理解してもらい、1件で
も多くの交通事故をなくすために、今
後も自転車教室や街頭での啓発活動
などを実施していきたいと思っています。

ルールを守って 楽しく自転車に乗ろう



ルポ 矢留小自転車教室

春の日差しが感じられるようになった4月12日、矢留小学校の自転車教室にお邪魔しました。

教室に参加した3年生40人を指導したのは、柳川警察署の原福則係長、山本恵子巡査部長と同校の教諭たち。

まず、山本巡査部長が安全な乗り方や正しい交通ルール、ブレーキのかけ方を児童たちに教えました。山本巡査部長が「自転車は道のどっち側を走ればいいですか」と尋ねると「左側」と元氣よく答えた児童たち。しかし、「何で左側なんですか」と尋ねられると急に静かになりました。しばらくすると一人の女子児童が「自転車も車だから」と答えました。その児童は知っていました。ほとんどの児童は「自転車は車」だと知らないことが分かりました。その後、交通ルールの説明を受けた

児童たちは、2組に分かれて実技指導を受けました。

1組は、自転車運転の難しさを知ってもらおうと、今年から取り入れられたスラロームやジグザグコースに挑戦。特にジグザグコースは運転技術が未熟な児童たちにはかなり難しかったようです。バランスを崩さないで一度も足をつかずに走れた児童はほとんどいませんでした。

もう1組の児童たちは、車の影から道路に出るときの安全確認の方法や、交差点での走行などを2人の警察官から直接教えてもらいました。

最後に「正しいブレーキのかけ方を初めて知った」「ジグザグコースが難しかった」と自転車教室の感想を述べた児童たち。正しい自転車の交通ルールを学んだ後のその表情は、少し頼もしく思えました。

ルールを守れば
誰だって安全に
自転車を楽しめる



【右】自転車に乗ると児童たちの表情が笑顔になった【左2枚】警察官が危険な場所での安全確認の方法を指導【右下】児童たちはジグザグコースに悪戦苦闘【左下】道路標識についての説明を受ける児童たち



自転車に乗る前に これだけは必ず

check

①ブレーキはしっかりと利くか



②ライトはちゃんと点灯するか



整備不良の自転車は けっこう多いんです

年間に市内の小中学校に行って自転車を一〇〇〇台以上点検します。ブレーキやライトなど10項目以上を点検しますが、全体の約25%は整備不良が見つかります。自転車も車ですから、整備をしないと安全な運転ができません。細かい整備は自転車安全整備店に行かないとできませんが、自転車に乗る前に、必ずブレーキとライトだけは確認してください。

また、小さい子どもは自分の自転車が故障しているかどうか分かりません。故障したまま自転車に乗ると事故にあったり、相手にけがをさせたりする恐れがあります。保護者の皆さんは、週に1回程度子どもものの自転車を点検してください。

もしものときに備えて TSマーク

最近、自転車で相手にけがをさせてしまい高額な賠償を請求されるケースが増えています。自動車と違い自転車の保険に入っている人は少ないです。年1回の有料点検を受けてTSマークを貼ることをお勧めします。TSマークには1年間の賠償責任保険と障害保険が付いているので、もしものときに安心です。詳しくは、お近くの自転車安全整備店へ相談してください。

安全に乗るには 日々の点検が必要です

県自転車軽自動車商協同組合
柳川支部長
相浦 薫 さん（片原町）

